

昭和54年度行政協力員決まる

昭和54年度の行政協力員が決まりました。
これから1年(2年)間、皆さんと役場を結ぶ
パイプ役として活躍していただきます。

従来、区長の名称で呼ばれておりましたが、
本年度から行政協力員と改められました。

◎会 長・○副会長・△幹 事

光町行政協力員名簿

	部 落	氏 名	有線・電話
○ △	篠本一区	加 藤 辰 己	222-12
	" 二区	古 西 平 治 郎	232-08
	" 三区	増 島 彰 彰	238-12
	新 井	大 木 友 次	251-02
	宝 米	小 川 三 郎	247-05
△	二 又	越 川 壮 一	259-10
	母 子	川 島 長 二	288-10
	小 田	実 川 豊 七	287-10
	台 部	霞 和 平	273-07
	小 川	林 勝 摩	270-05
○	傍 示	齊 藤 修 静	277-03
	富 下	布 施 修 静	281-13
	虫 生	信 田 新 一	283-07
	芝 崎	岩 沢 新 一	292-07
	作 間	向 後 新 治 郎	366-08
◎	県 内	萩 原 良 吉	(4) 2498
	宮 住	鈴 木 四 郎	349-10
	古 内	越 川 作 衛 一	339-07
	橋 屋	越 川 惣 一	316-05
	桑 場	小 林 繁 光	314-12
△	西 高	鈴 木 二 郎	311-07
	入 野	林 英 男	364-03
	篠 原	市 原 勘 勝	372-10
	原 方	加 瀬 恒 夫	376-03
	谷 中	伊 藤 芳 男	359-07
○ △	辻 戸	実 川 友 三	529-06
	木 塚	大 木 敏 郎	524-08
	長 ノ	伊 藤 敏 治	392-05
	五 垂	伊 藤 忠 一	396-12
	尾 五	川 島 重 一	398-07
△	" 六	川 島 重 一	(4) 0628
	白 磯	鈴 木 勝 治	513-10
	関	浅 木 孝 二	535-10

年 金

特例納付の活用を!!

国民年金の老齢年金を受けるためには、六十歳までの加入期間のうち、保険料を二十五年以上(昭和五年四月一日以前に生まれた方は、生年月日に応じて二十五年という期間が二十四年から十年に短縮されています)納めていなければなりません。

ります。

そこで、このような方々が無年金者とならないよう、今回限りの特例として、過去の国民年金強制加入期間のうち、保険料が未納となっている期間一か月に付き、四〇〇〇円で納めることができる特例納付制度が設けられました。

この制度は、昭和五十三年七月から昭和五十五年六月までの二年間に限り実施されている制度です。あなたがもし、滞納期間が長かったり、加入の届出が遅れているようでしたら、今すぐ年金係まで御相談ください。

この制度は、昭和五十三年七月から昭和五十五年六月までの二年間に限り実施されている制度です。あなたがもし、滞納期間が長かったり、加入の届出が遅れているようでしたら、今すぐ年金係まで御相談ください。

この制度は、昭和五十三年七月から昭和五十五年六月までの二年間に限り実施されている制度です。あなたがもし、滞納期間が長かったり、加入の届出が遅れているようでしたら、今すぐ年金係まで御相談ください。

保険料免除の

申請は七月末までに

国民年金では、災害や病氣、あるいは失業などのため、生活が苦しく、保険料を納められない場合は、保険料の免除を受けることができます。

ください。手続きは、年金係でおこなっています。

(1) 二〇三—〇三

身体障害者福祉強調運動始まる

身体障害者福祉法強調運動にちなむ郵便葉書を、重度障害者に配布することになりました。

希望者は、次によりお申込みください。

※配付対象

重度の身体障害者(一級及び二級)で、昭和五十四年四月一日現在満六歳以上の者

※申込方法

お近くの郵便局に、障害者手帳を提示し、所定の用紙に必要事項



光町交通事故発生状況

< 4 月15日現在 >

件 数	21件
死 者	1人
負 傷 者	27人

電話 日吉郵便局 (5)〇〇〇一
電話 東陽郵便局 (4)一四二二
電話 白浜郵便局 (4)〇〇〇一

合せください。

一人につき二十枚

※枚 数

※申込期日

四月一日より五月三十一日まで

郵便による申込みもできます。この場合は、手帳番号、級別、住所氏名及び生年月日を記入し、押印のうえ申込みすること。

を記入して申込みすること。(代人でよい。)